第1130号　平成18年（2006年）3月1日

今年4月（一部は10月）から障害者自立支援法が施行され 障害者サービスが変わります

これまで、身体・知的・精神の障害種別ごとに異なる法律に基づき提供してきたサービスを、共通の制度により提供できるよう整理し、あわせて市区町村が一元的にサービスを提供するようになります。

問合せ先　障害福祉課

障害のある方の社会参加を支えます

障害者自立支援法は「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」（第1条）を目的としています。主な内容は次のとおりです。

利用者本位のサービス体系に再編

これまで33種類に分かれていた施設体系を6つの事業に再編し、あわせて「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを提供します。

就労支援の抜本的強化

新たな就労支援事業を創設し、雇用施策との連携を強化します。

支給決定の透明化・明確化

支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入するとともに、審査会を設置するなどにより支給決定プロセスの透明化を図ります。

安定的な財源の確保

国の負担責任（費用の2分の1を負担）を強化するとともに、利用者も応分の費用を負担し、皆さんで支える仕組みにします。

障害者へのサービスが変わります

支援費制度における現行のサービスは、①個々の障害のある方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえて個別に支給決定される「障害福祉サービス」と、②区市町村が利用者の方の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の2つになります（いずれも平成18年10月から完全実施。下表参照）。

サービス利用は原則1割を負担

サービスを利用する場合は、利用料の1割負担（定率負担）が原則となります。また、食費・光熱水費等の実費負担も見直し、すべての障害で共通した利用者負担の仕組みとなります。

なお、それぞれ所得に応じたさまざまな軽減措置が講じられ、急激な負担増がないよう配慮がされています。

利用申請を

サービスを利用する場合は、まず市障害福祉課へご相談ください。サービスの必要性を総合的に判定するため、障害程度区分、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向などを調査します。

なお、現在支援費制度を利用している方は、すでに申請をしていただいています。

医療も一元化し「自立支援医療」に

現在の公費負担医療（精神障害者通院医療費公費負担、更生医療、育成医療）は「自立支援医療」として一元化され、支給手続きや利用者負担の仕組みが共通化されます。利用者負担は、原則として医療費の1割となりますが、ほかのサービス同様、急激な負担増とならないように配慮がされています。

3月4日(土)に説明会を実施

新しい障害者自立支援法についての概要説明会を行います。どなたでも参加できます。直接会場へお越しください。

▽日時・会場＝3月4日(土)①午前10時～正午…福祉支援センター②午後2時～4時…市役所5階505会議室

サービスは下表のように変わります（平成18年10月以降）

現行のサービス		新しいサービス	
居宅サービス	ホームヘルプ（身・知・児・精）	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）
	デイサービス（身・知・児・精）		重度訪問介護
	ショートステイ（身・知・児・精）		行動援護
	グループホーム（知・精）		重度障害者等包括支援
施設サービス	重症心身障害児施設（児）		児童デイサービス
	療護施設（身）		短期入所（ショートステイ）
	更生施設（身・知）		療養介護
	授産施設（身・知・精）		生活介護
	福祉工場（身・知・精）		障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）
	通勤寮（知）		共同生活介護（ケアホーム）
	福祉ホーム（身・知・精）	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	生活訓練施設（精）		就労移行支援
			就労継続支援（雇用型・非雇用型）
			共同生活援助（グループホーム）
		地域生活支援事業	移動支援
			地域活動支援センター
			福祉ホーム

※「身」＝身体障害者、「知」＝知的障害者、「児」＝障害児、「精」＝精神障害者

日野人（ひのびと）四大運動事業 さわやか健康体操

第11期（4～9月）募集

▽会場・日程＝上表のとおり※週1回で全22回

▽内容＝簡単な体操・足腰運動

▽対象＝現在他に継続的な運動を行っていない、全日程参加できる60歳以上の市民※運動・体操のサークルに参加している方はご遠慮を。送迎はありません

▽申込み＝3月13日(月)（必着）までに下記を参照し、往復ハガキで（1人1通、ご夫婦で同一会場を希望される場合は1通で）※申込多数の場合は抽選。結果は、3月下旬に通知します。会場、曜日の変更をお願いすることもありますので、必ず第2希望もご記入ください

▽問合せ先＝健康課（☎581・4111）

さわやか健康体操

会場	曜日・時間	定員
生活・保健センター（日野本町1－6－2）	火曜日　午前2コース	35人
	水曜日　午前2コース	35人
	金曜日　午前2コース	35人
南平体育館柔道場（南平4－23－1）	火曜日　午前2コース	35人
	水曜日　午前2コース	35人
多摩平交流センター（多摩平2－9多摩平の森ふれあい館3階）	水曜日　午後2コース	35人
㈱交通遺児育英会学生寮「心塾」（旭が丘4－7－57）	月曜日　午前2コース	35人
福祉支援センター（高幡1011）	月曜日　午前2コース	30人
	木曜日　午前2コース	30人
南平駅西交流センター（平山4－18－1）	木曜日　午前2コース	30人
落川交流センター（落川1400）	月曜日　午後2コース	25人
第七幼稚園（旭が丘2－42－1）	金曜日　午後2コース 14：20～15：20 15：35～16：35	25人
新町交流センター（新町1－13－5）	水曜日　午前2コース	35人
平山地区センター（平山5－18－1）	水曜日　午前2コース	30人
教育センター体育館（程久保550）	木曜日　午後2コース	35人
東町交流センター（日野1241－1）	月曜日　午前2コース	30人
富士電機システムズ㈱健康増進センター（富士町1）	火曜日　午前2コース	20人
JA東京みなみ七生支店3階（三沢3－53－15）	月曜日　午後2コース	35人
勤労・青年会館（多摩平1－10－1）	木曜日　午後2コース	30人
七生台地区センター（平山3－26－3）	水曜日　午後2コース	25人
コニカミノルタ体育館（新規）（さくら町1番地）	火曜日　午前2コース	35人
日野台地区センター（新規）（日野台4－17）	月曜日　午前2コース	25人
東宮下地区センター（新規）（東平山3－11－20）	水曜日　午前2コース	25人
高幡福祉センター（新規）（高幡864－4浅川苑1階）	木曜日　午後2コース	25人
マザアス日野（新規）（万願寺1－16－1）	木曜日　午後1コース 13：30～14：30	25人

※時間の記入のない午前2コースは9：30～10：30、10：45～11：45、午後2コースは13：30～14：30、14：45～15：45
※生活・保健センターと南平体育館以外は駐車場の使用はできません

麻しん・風しんの予防接種が変わります

予防接種法の改正に伴い、4月1日から次のように変更となります。

▼3月31日まで（現行）

▽対象＝1歳～7歳6カ月未満のお子さん

▽接種方法＝麻しんワクチン及び風しんワクチンを1回ずつ接種

▼4月1日から（改正後）

▽対象＝第1期…1歳～2歳未満のお子さん、第2期…5～7歳未満で就学前の1年間にあるお子さん

▽接種方法＝麻しん風しん（MR）混合ワクチンを第1期、第2期で1回ずつ接種

▽注意＝①現行制度の対象となる方は3月31日(金)までに麻しん・風しんワクチンと②どちらか一方の未接種場合、4月以降、公費負担はありません③既に麻しん・風しんワクチンとともに接種している場合は、新制度の対象となりません

※詳細は問い合わせを

▽問合せ先＝健康課（☎581・4111）

さわやか健康体操申し込みハガキの書き方

※ご夫婦での申し込みは1通で

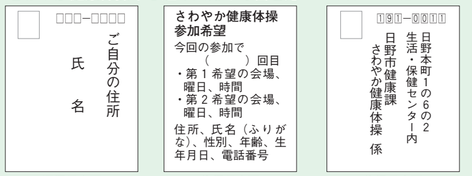

総合型地域スポーツクラブをともに設立しませんか

広報前号から連続3回で、総合型地域スポーツクラブについて掲載しています。第2回目は、役割と事例について紹介します。

問合せ先　文化スポーツ課

それぞれの役割

総合型地域スポーツクラブは、市民が市民のために、身近な場所でいつでも・いつまでもスポーツや文化活動を楽しむために設立し、主体的に企画・運営することが必要になります。

市民、市（行政）、その他機関との関わりは、下図のようになります。

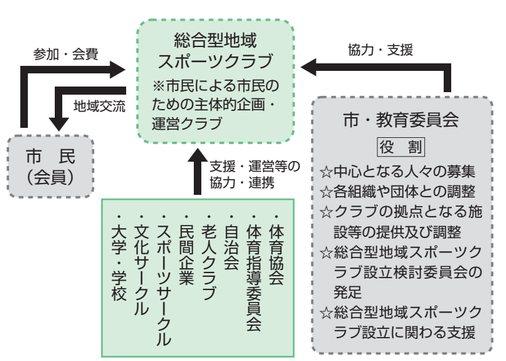

現在、多摩地域において、このクラブの他にも多数のクラブが設立され、いずれのクラブも地域住民により地域のために必要とされ、運営されているクラブです。日野市にもこのような総合型地域スポーツクラブを設立し、笑顔あふれる地域にしましょう。

総合型地域スポーツクラブの事例

誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しんだり、健康な体力づくりをしたり、文化的な趣味を増やしたりしながら地域の一人ひとりの力によって創り上げるクラブ

※現在29種目、会員数1千100人

スポーツ：バレーボール、フットサル、卓球、テニス

健康：気功、健康体操、ウオーキング、その他

文化：生け花、囲碁・将棋、コーラス、書道、その他

クラブの目標

①さまざまなスポーツや文化的な体験を
②子どもからお年寄りまですてきな笑顔
③身近な場所で心も体も健康に
④受益者負担で楽しみを守ろう
⑤ふれあいの場、楽しいおしゃべりクラブハウスで

第2回 雑木林ボランティア養成基礎講座

受講生募集！

私たちのいやしの場であり、同時に多様な生物の生息の場でもある雑木林を保全・育成するため、基礎的な技術や知識を学ぶ講座を開催します。

▽日時・内容＝下表のとおり

▽対象＝市内在住・在勤・在学者（高校生以上）で講座に9回以上出席できる方対象

▽定員＝20人※「応募の動機」をもとに選考

▽主催＝水と緑の日野・市民ネットワーク

▽費用＝2千円（保険料など）

▽申込み＝3月15日(水)までに郵送またはEメールで。応募の動機（400字以内）、住所、氏名、年齢、電話番号、Eメールなどを記入し、〒191－0016神明2の13の1㈶日野市環境緑化協会（☎585・4740✉ryokka@m2.hinocatv.ne.jp）へ

▲皆さんで雑木林を保全・育成しませんか

回	日程	内容	午前の部（10：00～12：00）	午後の部（13：00～16：00）
1	4月8日(土)	入講式・講義	日野市の自然環境 講師・亀山章氏（東京農工大学教授）	
2	5月20日(土)	視察	市内の緑地めぐり	
3	6月17日(土)	実習	緑地管理と植物保全 講師・馬場多久男氏（元信州大学助教授・森林植物研究家）	
4	7月15日(土)	講義	里山の管理（長山里山クラブ）	
5	10月21日(土)	講義・実習	道具の使い方（実習）	
6	11月18日(土)	講義・実習	市外の緑地管理ボランティア見学	
7	12月16日(土)	講義・実習	落ち葉かき実習、腐葉土づくり（実習）	
8	1月20日(土)	実習	チェンソーの安全管理（実習）	
9	2月17日(土)	実習	萌芽更新作業（実習）	
10	3月17日(土)	実習・終了式	シイタケのほだぎ作り（実習）	

「広域連携サミット」参加9市で違法看板NO宣言！

市民サービスの向上・効率的な行政運営を目指し、市域を超えて行政課題に取り組む「広域連携サミット」が、平成16年11月に「ごみ問題」と「環境問題」を、今年1月には「新たな緑のネットワークの創造をめざして」をテーマに、9市（日野、立川、昭島、小平、国分寺、国立、福生、東大和、武蔵村山）の市長が参加して行われました。

▲道路管理者による撤去

昨年秋には、その取り組みとして参加9市が「多摩地域9市の100万市民がスクラム、マイバッグでごみ減量！」運動を実施しました。

今回は、この成果をもとに道路につけられている違法看板等の撤去について9市が連携して取り組むことになりました。

道路に違法に設置された捨て看板等は、まちの美観上の問題だけではなく、通行の妨げにもなり、市民の安全と安心を確保する観点からも9市が連携して一斉に撤去活動を行い、「違法看板NO！」の姿勢を内外に示そうと取り組むものです。この取り組みにより、市境の道路に設置された違法看板等についても撤去が進み、効果があがるものと期待しています。

この取り組みに合わせ、市では、道路管理者によるパトロールと撤去の強化を図っていきます。

▽問合せ先＝企画調整課、道路課

▲第2回広域連携サミット